

奈良県内自治体条例

○奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例

1997年（平成9年）3月27日公布

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになっている。

我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。

我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。

（県民の責務）

第3条 県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

平成31年3月22日公布

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として、行わなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(基本計画)

第4条 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に基づく基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針

二 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県人権施策協議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査の実施)

第5条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前条の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

(相談体制の充実)

第6条 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第7条 県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(推進体制の充実)

第8条 県は、国及び市町村と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務等必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に協力するとともに、人権を侵害する行為をしないよう努めるものとする。

(人権を確かめあう日)

第4条 人権についての理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、人権を確かめあう日を設ける。

2 人権を確かめあう日は、毎月11日とする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境を醸成し、市民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな啓発活動の充実に努めるものとする。

(人権施策審議会)

第6条 この条例の目的を達成するための施策に関する必要な事項を調査審議するため、生駒市人権施策審議会を置く。

2 生駒市人権施策審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(平14条例12・追加)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平14条例12・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月条例第12号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

○大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例

平成9年3月19日条例第4号

題名改正〔令和5年条例13号〕

（目的）

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法、世界人権宣言及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）等差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消を推進するため、基本理念を定め、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

一部改正〔令和5年条例13号〕

（基本理念）

第2条 障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）を解消する施策は、現在もなお差別が存在するとともに、情報化の進展に伴う状況の変化を踏まえ、市民一人ひとりがその存在及び差別を許されないものとして認識し、その解消の必要性について理解を深めることを旨として行わなければならない。

追加〔令和5年条例13号〕

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、基本理念にのっとり、必要な施策を積極的に推進するものとする。

一部改正〔令和5年条例13号〕

（市民の責務）

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚を図るとともに、前条の施策の推進に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔令和5年条例13号〕

（教育及び啓発活動の充実）

第5条 市は、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境を醸成し、市民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

一部改正〔令和5年条例13号〕

（相談体制の充実）

第6条 市は、国、県及び関係団体と連携し、相談情報の提供、相談機会の設定等実情に応じた相談体制の充実に努めるものとする。

追加〔令和5年条例13号〕

（施策の総合的かつ計画的推進）

第7条 市は、あらゆる差別を解消するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、必要な人権教育、人権啓発、人権擁護等の施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するように努めなければならない。

追加〔令和5年条例13号〕

（情報の収集）

第8条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、市内外におけるあらゆる差別及びその解消のための施策に関する情報を収集することができる。

一部改正〔令和5年条例13号〕

（推進体制の充実）

第9条 市は、あらゆる差別を解消する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図りながら、推進体制の充実に努めるものとする。

追加〔令和5年条例13号〕

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔令和5年条例13号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月14日条例第35号）

この条例は、平成13年1月6日から施行（中略）する。

附 則（令和5年6月29日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

○大和郡山市人権擁護に関する条例

平成9年9月22日 大和郡山市条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない大和郡山市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、市政の重要な課題として必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権問題についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第7号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

○天理市人権擁護に関する条例

平成 10 年 12 月 15 日条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない天理市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、市政の重要な課題として必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 4 条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○天理市部落差別の解消の推進に関する条例

令和5年12月18日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない天理市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し又は滞在している者
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体

(基本理念)

第3条 部落差別の解消に関する施策は、全ての人が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない天理市を実現することを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、国、県及び関係機関との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めなければならない。

(相談体制の充実)

第6条 市は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第7条 市は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第8条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 市は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

(推進体制の充実)

第9条 市は、国、県及び関係機関と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○天理市性の多様性の尊重に関する条例

令和6年3月21日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、本市において性の多様性を尊重する社会を推進するため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）の趣旨を踏まえ、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めてこれを実施し、もって全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し又は滞在している者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人、法人又は団体をいう。
- (6) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的及び物理的かつ精神的に、相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (7) ファミリーシップ パートナーシップにある2者が、互いの子、親等の近親者を家族として尊重し、協力し合う継続的な関係をいう。
- (8) 近親者 直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。
- (9) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 パートナーシップにある2者が、市長に対し、パートナーシップの関係及びファミリーシップの関係であることを誓うことをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民等、事業者及び教育に携わる者は、性的指向及び性自認を理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、性の多様性及び人権が尊重される社会の実現を目指すものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重する社会を推進するための施策を実施する責務を有する。

2 市は、国及び県が実施する性の多様性を尊重する社会を実現するための施策について協力するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、性の多様性に対する理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、職場環境及び事業活動において、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策の実施に努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性の多様性に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 教育に携わる者は、教育の場において、性の多様性を理解し尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対し強制し、又は禁止してはならない。

2 何人も、本人の意に反して性的指向又は性自認を公表してはならない。

(理解の増進に関する施策)

第9条 市は、次に掲げる性の多様性を尊重する社会を実現するための施策を実施するものとする。

(1) 性の多様性の尊重に関する市民等及び事業者の理解を深めるために必要な、教育及び啓発を行うこと。

(2) 性の多様性の尊重に関する相談に的確に応じること。

(パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

第10条 市は、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、基本理念を達成するための一助として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓が行われたことの証明(以下「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」という。)をするパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施するものとする。

2 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の届出があったときは、市長が別に定めるところにより、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を交付する。

3 市、市民等、事業者及び教育に携わる者は、その活動の中で、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を最大限に尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の申請手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○ 檜原市人権擁護に関する条例

平成 8 年 6 月 2 1 日 条例第 2 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない檜原市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、市政の重要な課題として必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 4 条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 檜原市部落差別の解消の推進に関する条例

令和3年3月31日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることに鑑み、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに部落差別は許されないという認識の下に制定された部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)及び奈良県部落差別の解消の推進に関する条例(平成31年奈良県条例第40号)の趣旨を踏まえ、部落差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行っているものをいう。

(基本理念)

第3条 部落差別の解消に関する施策は、全ての人が基本的人権を享有し、かけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消し、全ての人がともに生きる社会を実現することを旨として、行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国、県及び関係機関との適切な役割分担を踏まえて連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めるものとする。

(調査の実施)

第6条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じて、差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 市は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市は、人権施策に関する基本計画を定めるに当たっては、第4条の責務を踏まえてこれを行うものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、部落差別に関する相談に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第9条 市は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第10条 市は、国、県及び関係機関と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○桜井市人権擁護に関する条例

平成6年10月1日 条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない桜井市の実現を目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、桜井市総合計画並びに関係法令等に基づき必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○桜井市部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び桜井市人権擁護に関する条例（平成6年10月桜井市条例第27号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない桜井市を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人ひとりの理解を深めるとともに、全ての人に優しい社会の実現を目指すものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に居住する者及び通勤し、又は通学する者及び来訪者

(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体

(市の責務)

第4条 市は、第2条の基本理念にのっとり、第1条の目的を達成するために国、県、関係機関団体等との連携を図りつつ、部落差別の解消のため、次に掲げる施策を、総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(1) 全ての世代に対する必要な啓発、教育等の実施

(2) 相談体制の充実

(3) 推進体制の充実

(4) その他市長が必要と認める施策

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本的人権を尊重するとともに、市の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○桜井市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策（第9条—第14条）

第3章 桜井市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会（第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 誰もが性別等にかかわらずなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 性別等による格差を是正するため必要な範囲内において、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に確保することをいう。
- (3) 施策前号に規定する積極的改善措置を含む男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策をいう。
- (4) 市民 本市に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (6) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育、その他の教育及び保育に携わる個人、法人その他の団体をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動を行うことにより不快感を与え、その者の尊厳を傷つけ、就業環境その他の生活環境を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、恋人、パートナーその他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (9) 性別等 生物学的な性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）及び性別表現（服装、仕草、言葉遣い等により表現する性別をいう。）をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進における基本理念は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 誰もが個人として尊重され、性別等による差別的取扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保されること及びあらゆる人の人権が尊重され配慮されること。
 - (2) 誰もが性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行にとられることなく、社会における活動の自由な選択に対し出来る限り影響されることがないように配慮されること。
 - (3) 誰もが社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画し能力を発揮する機会が確保されること。
 - (4) 家族の誰もが性別にかかわらず互いの個性を尊重し、相互の協力のもと、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立することができるよう配慮されること。
 - (5) 誰もが性別等に対する理解を深め、妊娠、出産等、性と生殖に関して個人の意思が尊重され、生涯にわたり安心して健康な生活を営むことができること。
 - (6) 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な視野をもって行われること。
- (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、市民、事業者及び教育関係者と協働して、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に取り組まなければならない。
 - 3 市は、あらゆる施策の策定、変更及び実施に当たっては、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に資するよう、努めなければならない。
- (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画及び性の多様性についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動を行うにあたって、業務に従事する全ての者に対して、仕事と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- (教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、教育の果たす重要性を深く認識し、教育又は保育を行うよう努めなければならない。

- 2 教育関係者、家庭及び地域住民その他の関係者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- (性別等に起因する人権侵害の禁止)

- 第 8 条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別等に起因する差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、本人の同意を得ないで、当該本人に関して知り得た性別等の内容を他人に漏らしてはならない。
- 3 何人も、本人に関して知り得た性別等の内容を、いかなる場合も当該本人に公表を強制し、若しくは禁止してはならない。
- 4 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス及び性別等に起因するあらゆる人権侵害を行ってはならない。

第 2 章 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策 (男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり計画)

第 9 条 市は、施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、基本計画を策定又は変更するときは、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるとともに、第 15 条に規定する桜井市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会の意見を聴かなければならない。

3 市は、基本計画を策定又は変更したときは、これを公表しなければならない。
(推進体制の整備等)

第 10 条 市は、施策を積極的に推進するため、推進体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報収集及び調査研究)

第 11 条 市は、施策を効果的に実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第 12 条 市は、家族の誰もが、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動を両立できるよう、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(広報活動及び啓発)

第 13 条 市は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関し、必要な広報活動を行い、その啓発に努めるものとする。

(相談の申出と処理)

第 14 条 市は、市民から第 3 条の基本理念に関し、権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 桜井市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会 (桜井市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会)

第 15 条 施策を総合的かつ計画的に実施することについて必要な事項を審議するため、桜井市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第 9 条第 2 項に定める基本計画の策定及び変更に関する事項のほか、施策に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 8 人以内をもって組織する。

- 4 この場合において、男女いずれか一方の委員の数は委員の総数の10分の4未満であってはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。
- 5 委員は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合において、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

○五條市人権擁護に関する条例

平成10年3月18日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない五條市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとするあらゆる差別の解消を目的とした法令に基づき、市並びに市民、企業及び団体（以下「市民等」という。）の責務を明らかにすることにより、人権意識の高揚を図り、もって市民等の参加による真に人権が尊重される五條市の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 あらゆる差別を解消する施策は、部落差別をはじめ、障害者や外国人などに対する差別の存在及び情報化の進展に伴う状況の変化を踏まえ、市民等が差別の存在を捉え差別を許されないものと認識し、その解消の必要性について理解を深めることを旨として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、関係法令に基づき、また、「人権を尊び、互いに助け合い、夢とやすらぎのあるまちをつくりましょう。」と定めた五條市民憲章の理念にのっとり、あらゆる差別の解消を推進するため、国、県その他関係機関及び関係団体との連携を図り、行政のすべての分野で、差別及び人権を侵害する行為の防止と市民等の人権擁護と人権意識の高揚に努めなければならない。

2 行政に携わる者は、前条の基本理念にのっとり、人権を大切にし、誰もが尊重されるまちづくりの実現に向けての指導的役割を担っていることを認識し、あらゆる差別の解消の必要性について理解を深め、実情に応じた指導及び助言ができるように努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別を解消することの必要性を理解し、施策に協力するとともに自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、扇動その他差別を助長する行為をすることのないよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別を解消するために必要な教育及び啓発活動の充実に努め、人権や差別の正しい理解と認識、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

2 市は、人権についての理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、奈良県市町村・人権同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が提唱・設定した毎月11日の「人権を確かめあう日」の意義を踏まえ、積極的に啓発活動を行うものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、国、県その他関係機関又は市民等と連携を図りつつ、あらゆる差別の解消を効果的に進める施策を講じるものとする。

2 市は、必要な人権教育、人権啓発、人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進する体制の充実に努めなければならない。

3 市は、前項の施策を推進するため、市内外におけるあらゆる差別の現状及び

差別の解消のための施策に関する情報を収集し、市民等に提供するとともに、必要に応じた調査等を行うものとする。

(相談体制の充実)

第7条 市は、国、県その他関係機関及び関係団体と連携し、相談情報の提供、相談機会の設定など実情に応じた相談体制の充実を図るよう努めなければならない。

(審議会)

第8条 市は、あらゆる差別の解消と人権意識の高揚を図るための必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を、五條市人権施策協議会において審議するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、必要な事項を定めることにより人権意識の高揚を図り、もって人権が尊重される明るい和のあるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互の基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する必要な施策に協力するとともに、自らも差別及び差別の助長をしないよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、啓発に必要な諸施策を実施し、人権擁護の確立に努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発体制の充実と指導者の育成等、きめ細かな啓発事業を推進し、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○香芝市人権尊重のまちづくり条例

(条文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理です。日本国憲法においても、基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められています。しかし、人権課題は依然として存在し、また、インターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化等により、人権課題は多様化しています。国においては、人権に関する法制度の整備が進められ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた人権課題の解決に向けて更なる取組が求められています。

本市においては、「人権擁護の市」宣言の趣旨にのっとり、人権に関する施策の推進に取り組んできましたが、多様化している人権課題に対し、市、市民及び事業者が協力し、より一層、人権尊重の理念の普及を推進していく必要があります。

ここに私たちは、お互いの多様性を認め合い、支え合う共生社会を実現し、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって全ての人の人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、必要な人権に関する施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識して、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる生活の場において、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するため、関係機関等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発の充実)

第7条 市は、市民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(相談体制等の充実)

第8条 市は、あらゆる人権課題に的確に応じるため、相談体制等の充実に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めている日本国憲法の理念にのっとり、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない、人権尊重の「まち」づくりの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権問題についての人権意識の高揚を図るため、関係機関、団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

○宇陀市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例

平成18年1月1日 条例第123号

改正 平成31年3月25日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の基本理念及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進するため、基本理念を定め、市及び市民の責務を明らかにすること等により、人権意識の高揚を図り、もって人権が尊重され、差別のない平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消する施策は、現在もなお差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえて、市民一人一人がその存在及び差別を許されないものとして認識し、その解消の必要性について理解を深めることができるように努め、人権を大切にし、誰もが尊重される共生の宇陀市を実現させることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、基本理念にのっとり、国、県及び関係団体との連携を図り、行政の全ての分野で、部落差別をはじめとするあらゆる差別及び人権を侵害する行為の防止と市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消するための施策に協力するとともに、その必要性を理解し、自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、煽せん動その他の差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別をはじめとするあらゆる差別に関する相談に的確に応ずるため、相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第6条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、必要な人権教育、人権啓発及び人権擁護等の施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するように努めなければならない。

(実態調査)

第7条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、市内外における部落差別をはじめとするあらゆる差別及びその解消のための施策に関する情報を収集し、整理するとともに、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図りながら、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権意識の高揚を

図り、必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を審議するため、宇陀市あらゆる差別の解消の推進に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第17号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。